

保険金等のお支払いに関する約款規定（抜粋） － 医療保障保険（団体型）普通保険約款 －

注意

○この内容は、保険金等のご請求・お支払いについて、お客さまのご理解をサポートすることを目的として、2012年10月1日以降の契約日または更新日から適用される普通保険約款の中から、関連する主な規定を抜粋したものです。

商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報等とあわせてご参照ください。

（この保険の趣旨）

この保険は、公的医療保険制度の補完的役割を担う保険であり、会社、事業所、官公庁、労働組合、共済組合、互助会、協同組合、同業組合等の団体を対象とし、被保険者が所定の入院をした場合に治療給付金または入院給付金を支払い、また被保険者が死亡した場合に死亡保険金を支払う仕組みの保険です。

6. この保険契約の給付

（給付金の支払）

第13条 この保険契約の治療給付金および入院給付金は、次のとおりです。

名称	支 払 事 由	支払金額	受取人	治療給付金または入院給付金を支払わない場合
(1) 治療給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす別表 1 に定める入院（以下本号において「入院」といいます。）をしたとき</p> <p>(ア) その被保険者についての責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする入院であること</p> <p>(イ) 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) 保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) 別表 3 に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）における入院であること</p>	別表 4 に定める治療給付金額	治療給付金受取人	<p>被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(ア) 保険契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) その被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>(オ) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(カ) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故</p> <p>(キ) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ク) その被保険者の薬物依存</p> <p>(ケ) 地震、噴火または津波</p> <p>(コ) 戦争その他の変乱</p>

名称	支 払 事 由	支払金額	受取人	治療給付金または入院給付金を支払わない場合
入院給付金	<p>被保険者が次の条件のすべてを満たす別表5に定める入院（以下本号において「入院」といいます。）をしたとき</p> <p>(ア) その被保険者についての責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする入院であること</p> <p>(イ) 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること</p> <p>(ウ) 保険期間中に開始した入院であること</p> <p>(エ) 同一の不慮の事故または疾病による保険期間中の入院日数が継続して5日以上となったこと</p> <p>(オ) 病院または診療所における入院であること</p>	<p>(その被保険者について定められた入院給付金日額) ×</p> <p>(入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)</p>	入院給付金受取人	<p>被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(ア) 保険契約者の故意または重大な過失</p> <p>(イ) その被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(ウ) その被保険者の犯罪行為</p> <p>(エ) その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>(オ) その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(カ) その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故</p> <p>(キ) その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(ク) その被保険者の薬物依存</p> <p>(ケ) 地震、噴火または津波</p> <p>(コ) 戦争その他の変乱</p>

② 治療給付金の支払については、前項の規定によるほか、次の各号に定めるところによります。

- (1) 被保険者が治療給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなして前項および本項の規定を適用します。ただし、治療給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
- (2) 被保険者の入院中に治療給付率の増率または減率があった場合には、治療給付金の支払額

は各日現在の治療給付率に基づいて計算します。

- (3) 被保険者が前項に規定する入院中に保険期間が満了し、保険契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の治療給付率は、保険期間の満了した日のそれと同率とします。
 - (4) 被保険者が、この保険契約の更新後に、その被保険者についての責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての責任開始の日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
 - (5) 治療給付金は、1回の入院について、入院日数を通算して124日となる日の属する月の末日までを限度として支払います。
- ③ 入院給付金の支払については、第1項の規定によるほか、次の各号に定めるところによります。
- (1) 分娩のための入院は、当会社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなして取り扱います。
 - (2) 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。
 - (3) 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当会社が認めたときは、1回の入院とみなして第1項および本項の規定を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
 - (4) 当会社は、被保険者が第1項に規定する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなして取り扱います。
 - (ア) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたときまたは疾病を併発していたときもしくは併発したとき
 - (イ) その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したときまたは不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき
 - (5) 入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
 - (ア) 1回の入院についての支払限度は、支払日数（入院給付金を支払う日数をいいます。以下本号において同じとします。）120日とします。
 - (イ) 通算支払限度は、それぞれの被保険者について、支払日数を通算して700日とします。

(6) 前項第2号から第4号までの規定は、入院給付金の支払の場合に準用します。

- ④ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により治療給付金または入院給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により治療給付金または入院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、当社は、その程度に応じ、治療給付金または入院給付金の全額を支払い、またはその一部を削減して支払います。

(死亡保険金の支払)

第14条 この保険契約の死亡保険金は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人	死亡保険金を支払わない場合
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	その被保険者について定められた死亡保険金額	死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (ア) その被保険者についての責任開始の日から起算して1年以内のその被保険者の自殺 (イ) 保険契約者の故意 (ウ) 死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- ③ 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、当社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
- ④ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡保険金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により死亡保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、当社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその一部を削減して支払います。

7. 請求手続ならびに支払の時期および場所

(請求手続)

第15条 治療給付金もしくは入院給付金（以下「給付金」といいます。）または死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者、被保険者または給付金の受取人もしくは死亡保険金受取人

はすみやかに当会社に通知してください。

- ② 給付金の受取人または死亡保険金受取人は、保険契約者を經由して、当会社に次の書類を提出して、給付金または死亡保険金を請求してください。

項 目	必 要 書 類
(1) 治療給付金	(ア) 当会社所定の治療給付金支払請求書 (イ) 当会社所定の様式による医師の診断書 (ウ) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院および診療報酬点数証明書 (エ) 被保険者の住民票 (オ) 治療給付金受取人の戸籍抄本 (カ) 治療給付金受取人の印鑑証明書 (キ) 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証する書類
(2) 入院給付金	(ア) 当会社所定の入院給付金支払請求書 (イ) 当会社所定の様式による医師の診断書 (ウ) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (エ) 被保険者の住民票 (オ) 入院給付金受取人の戸籍抄本 (カ) 入院給付金受取人の印鑑証明書 (キ) 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証する書類
(3) 死亡保険金	(ア) 当会社所定の死亡保険金支払請求書 (イ) 当会社所定の様式による死亡診断書または死体検案書 (ウ) 被保険者の住民票 (エ) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (オ) 死亡保険金受取人の印鑑証明書

- ③ 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求め、または前項の書類の一部の省略を認めることがあります。

(給付金または死亡保険金の支払の時期および場所)

第16条 給付金または死亡保険金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本社で支払います。

- ② 給付金または死亡保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金または死亡保険金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確

認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金または死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて45日を経過する日とします。

- (1) 給付金または死亡保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

第13条（給付金の支払）所定の入院または被保険者の死亡に該当する事実の有無

- (2) 第13条に定める治療給付金または入院給付金を支払わない場合または第14条（死亡保険金の支払）に定める死亡保険金を支払わない場合に該当する可能性がある場合

給付金または死亡保険金の支払事由が生じた原因

- (3) 第23条（告知義務違反による解除）に該当する可能性がある場合

当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

- (4) 第24条（重大事由による解除）、第27条（詐欺による取消し）または第28条（不法取得目的による無効）に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第24条第1項第4号(ア)から(オ)に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、給付金の受取人もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金もしくは死亡保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金もしくは死亡保険金の請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認を行なうため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金または死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌営業日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（第1号から第4号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

- (1) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

- (2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

- (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

- ④ 前2項に掲げる必要な事実の確認に際し、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の

指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金または死亡保険金を支払いません。

- ⑤ 第2項または第3項の確認を行なう場合には、当社は、給付金または死亡保険金を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定にかかわらず、保険契約者が他の生命保険会社(以下「他社」といいます。)と医療保障保険(団体型)契約を締結している場合には、他社の給付金または死亡保険金の支払の時期および場所に関する規定により給付金または死亡保険金の支払いを行なうことを、あらかじめ保険契約者と当社との協議で定めることができます。

(告知義務)

第22条 保険契約者は、保険契約の締結もしくは復活または被保険者の中途加入の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社が所定の書面で告知を求めた事項について、当社にその書面で告知することを要します。

- ② 当社は、保険契約の締結もしくは復活または被保険者の中途加入の際に必要なと認めた場合には、被保険者に対し支払事由の発生の可能性に関する重要な事項について、所定の書面で告知を求めまたは当社の指定した医師によって被保険者の診査を行なうことがあります。この場合には、被保険者は、告知を求められた事項について、当社にその書面でまたはその医師に口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第23条 保険契約者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、その告知を求めた事項の内容に応じてこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を将来に向けて解除することができます。

- ② 被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、この保険契約のその被保険者に対する部分を将来に向けて解除することができます。
- ③ 給付金または死亡保険金の支払事由が生じた後においても、当社は、前2項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には給付金または死亡保険金を支払いません。また、すでに給付金または死亡保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人が、給付金または死亡保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを

証明した場合には、当社は、給付金または死亡保険金を支払います。

- ⑤ 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、被保険者または給付金の受取人もしくは死亡保険金受取人に解除の通知をします。
- ⑥ 次の各号の場合には、当社は、第1項または第2項の解除をすることはできません。
 - (1) この保険契約の締結もしくは復活またはその被保険者の中途加入の際に、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ⑦ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者またはその被保険者が前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑧ 本条の解除権は、次の各号の場合には消滅します。
 - (1) 当社が解除の原因を知った時から1カ月以内に解除しなかったとき
 - (2) その被保険者についての責任開始の日から起算して1年以内に給付金または死亡保険金の支払事由が生じなかったとき

(重大事由による解除)

第24条 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が保険契約者によって生じた場合にはこの保険契約を、それ以外の者によって生じた場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を将来に向って解除することができます。

- (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの保険契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (3) この保険契約の給付金または死亡保険金の請求に関し、給付金の受取人または死亡保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (4) 保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）

に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 反社会的勢力により団体もしくは被保険団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) 前4号に掲げるもののほか、当社の保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

② 給付金または死亡保険金の支払事由が生じた後においても、当社は、前項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には、その解除された部分に関し、前項各号に定める事由が生じた時以後に発生した給付金または死亡保険金の支払事由については、給付金または死亡保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号(ア)から(オ)に該当した者が死亡保険金受取人のみであり、かつ、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払いません。また、すでに給付金または死亡保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。

③ 前条第5項の規定は、本条による解除の場合に準用します。

(詐欺による取消し)

第27条 保険契約者または被保険者の詐欺によりこの保険契約を締結、更新もしくは復活したときまたは被保険者を中途加入させたときは、当社は、保険契約者の詐欺による場合にはこの保険契約を、被保険者の詐欺による場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を取り消し、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

(不法取得目的による無効)

第28条 この保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の中途加入の際に、保険契約者または被保険者に給付金もしくは死亡保険金を不法に取得する目的または他人に給付金もしくは死亡保険金を不法に取得させる目的（以下、本条において「不法取得目的」といいます。）があったときは、当社は、保険契約者に不法取得目的があった場合にはこの保険契約を、被保険者に不法取得目的があった場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

12. 治療給付率の増率等または減率等

(治療給付率の増率等)

第30条 保険契約者は、当会社の定める方法により、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、当会社の定める範囲内で、この保険契約の全部または一部の被保険者について治療給付率の増率または入院給付金日額もしくは死亡保険金額の増額をすることができます。

② 前項の規定によって治療給付率の増率または入院給付金日額もしくは死亡保険金額の増額がされた場合には、その増率、増額部分について、次の各号の規定を準用します。

- (1) 第4条（加入資格）
- (2) 第22条（告知義務）
- (3) 第23条（告知義務違反による解除）
- (4) 第27条（詐欺による取消し）
- (5) 第28条（不法取得目的による無効）
- (6) 第38条（年齢または性別の誤りがあった場合の取扱）

③ 治療給付率の増率または入院給付金日額もしくは死亡保険金額の増額が行なわれた場合、第13条（給付金の支払）、第14条（死亡保険金の支払）または第23条第8項第2号の規定の適用にあたっては、治療給付率の増率部分または入院給付金日額もしくは死亡保険金額の増額部分について、第7条（責任開始期および契約日）の規定を準用します。

(治療給付率の減率等)

第31条 保険契約者は、当会社の定める方法により、当会社の定める金額の範囲内で、この保険契約の全部または一部の被保険者について治療給付率の減率または入院給付金日額もしくは死亡保険金額の減額をすることができます。

② 前項の規定によって減率または減額された部分は解約されたものとみなします。この場合、第26条（払戻金）の規定にかかわらず、その部分に対する保険料の未経過分は払い戻しません。

(給付金の受取人およびその変更)

第33条 給付金の受取人は、被保険者とします。ただし、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者とすることができます。

② 特に必要と当社が認めた場合のほかは、治療給付金受取人および入院給付金受取人は同一人であることを要します。

③ 給付金の受取人は、第1項による給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

(死亡保険金受取人およびその変更)

第34条 保険契約者は、当会社の定める範囲内で、被保険者が指定した者をこの保険契約の死亡

保険金受取人とすることを要します。ただし、当会社の定める範囲内で、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者が別に定めることができます。

- ② 保険契約者は、当会社の定める範囲内で、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、当会社に対する通知により死亡保険金受取人を変更することができます。
- ③ 保険契約者は、前項の通知をするときは、当会社の定める書類を当会社に提出してください。
- ④ 当会社が保険契約者から第2項の通知を受け取る前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払った場合には、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- ⑤ 遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

(受取人の死亡等)

第35条 給付金の受取人が被保険者の場合で、その給付金の請求がないままその被保険者が死亡したときは、その給付金の受取人は、被保険者の法定相続人とします。

- ② 前条第1項に定める被保険者による死亡保険金受取人の指定がされていないとき（前条第1項ただし書の場合を除きます。）、または死亡保険金の支払事由が生じる以前に死亡保険金受取人が死亡して変更されていないときは、被保険者の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位に従って死亡保険金受取人とします。この場合、同順位の者が2人以上あるときは、死亡保険金はその人数によって等分するものとします。

14. 受取人の代表者

第36条 同一の被保険者についての死亡保険金受取人が2人以上ある場合には、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明な場合には、当会社が前項の受取人の1人に対して行なった行為は、他の受取人に対してもその効力を生じます。
- ③ 前2項の規定は、前条第1項の場合について準用します。

別表 1

入院

別表 2 に定める公的医療保険制度によって保険給付の対象となる別表 5 に定める入院とします。

別表 2

公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表 3

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) 上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

別 表 4

治療給付金額

月ごとの治療給付金額は、その月の入院期間中の診療報酬点数に応じて、次表の診療報酬点数ランクに対応する治療給付金基準額に治療給付率を乗じて得られる金額とします。

この場合、「診療報酬点数」とは、治療時点において、厚生省告示または厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数をいいます。

公的医療保険制度における 一部負担割合が10%の場合	
診療報酬点数ランク	治療給付金基準額
62,000以上	58,000円
60,000以上 62,000未満	56,000円
58,000以上 60,000未満	54,000円
56,000以上 58,000未満	52,000円
54,000以上 56,000未満	50,000円
52,000以上 54,000未満	48,000円
50,000以上 52,000未満	46,000円
48,000以上 50,000未満	44,000円
46,000以上 48,000未満	42,000円
44,000以上 46,000未満	40,000円
42,000以上 44,000未満	38,000円
40,000以上 42,000未満	36,000円
38,000以上 40,000未満	34,000円
36,000以上 38,000未満	32,000円
34,000以上 36,000未満	30,000円
32,000以上 34,000未満	28,000円
30,000以上 32,000未満	26,000円
28,000以上 30,000未満	24,000円
26,000以上 28,000未満	22,000円
24,000以上 26,000未満	20,000円
22,000以上 24,000未満	18,000円
20,000以上 22,000未満	16,000円
18,000以上 20,000未満	14,000円
16,000以上 18,000未満	12,000円
14,000以上 16,000未満	10,000円
12,000以上 14,000未満	8,000円
10,000以上 12,000未満	6,000円
8,000以上 10,000未満	4,000円
0以上 8,000未満	0円

(注) 上表は、国民健康保険法第43条第一項により、一部負担割合が10%に減じられている場合に限り適用します。

公的医療保険制度における
一部負担割合が20%の場合

診療報酬点数ランク	治療給付金基準額
31,000以上	58,000円
30,000以上 31,000未満	56,000円
29,000以上 30,000未満	54,000円
28,000以上 29,000未満	52,000円
27,000以上 28,000未満	50,000円
26,000以上 27,000未満	48,000円
25,000以上 26,000未満	46,000円
24,000以上 25,000未満	44,000円
23,000以上 24,000未満	42,000円
22,000以上 23,000未満	40,000円
21,000以上 22,000未満	38,000円
20,000以上 21,000未満	36,000円
19,000以上 20,000未満	34,000円
18,000以上 19,000未満	32,000円
17,000以上 18,000未満	30,000円
16,000以上 17,000未満	28,000円
15,000以上 16,000未満	26,000円
14,000以上 15,000未満	24,000円
13,000以上 14,000未満	22,000円
12,000以上 13,000未満	20,000円
11,000以上 12,000未満	18,000円
10,000以上 11,000未満	16,000円
9,000以上 10,000未満	14,000円
8,000以上 9,000未満	12,000円
7,000以上 8,000未満	10,000円
6,000以上 7,000未満	8,000円
5,000以上 6,000未満	6,000円
4,000以上 5,000未満	4,000円
0以上 4,000未満	0円

公的医療保険制度における
一部負担割合が30%の場合

診療報酬点数ランク	治療給付金基準額
20,667以上	58,000円
20,000以上 20,667未満	56,000円
19,334以上 20,000未満	54,000円
18,667以上 19,334未満	52,000円
18,000以上 18,667未満	50,000円
17,334以上 18,000未満	48,000円
16,667以上 17,334未満	46,000円
16,000以上 16,667未満	44,000円
15,334以上 16,000未満	42,000円
14,667以上 15,334未満	40,000円
14,000以上 14,667未満	38,000円
13,334以上 14,000未満	36,000円
12,667以上 13,334未満	34,000円
12,000以上 12,667未満	32,000円
11,334以上 12,000未満	30,000円
10,667以上 11,334未満	28,000円
10,000以上 10,667未満	26,000円
9,334以上 10,000未満	24,000円
8,667以上 9,334未満	22,000円
8,000以上 8,667未満	20,000円
7,334以上 8,000未満	18,000円
6,667以上 7,334未満	16,000円
6,000以上 6,667未満	14,000円
5,334以上 6,000未満	12,000円
4,667以上 5,334未満	10,000円
4,000以上 4,667未満	8,000円
3,334以上 4,000未満	6,000円
2,667以上 3,334未満	4,000円
0以上 2,667未満	0円

別 表 5

入院

医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

備 考

1. 治療を目的とする入院

治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係や、胃ガンとその転移による肝臓ガンとの関係等をいいます。